

務	00	01	1 年
(令和8年3月末まで保存)			
(令和6年12月末まで有効)			

交 企 第 3 0 6 号
(交 指 、 運 免)
令 和 6 年 1 1 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和6年冬の交通安全県民運動の実施について

県警察では、交通死亡事故抑止に向けた各種活動を推進中であるが、本年11月21日現在の交通事故は、発生件数及び負傷者数は前年同期に比べて大幅に減少しているものの、死者数については増加し、極めて厳しい情勢である。

例年、この時期薄暮、夜間及び早朝における交通死亡事故が多発する傾向にあるほか、年末は忘年会等で飲酒する機会の増加に伴い、飲酒運転による重大事故の発生も懸念されるところである。

このような情勢の中、みだしの運動が実施されるので、各所属にあつては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和6年12月11日（水）から12月20日（金）までの10日間

2 運動重点及び推進事項

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
ア 歩行者対策
 - (ア) 薄暮・夜間時間帯の事故防止として、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組を推進すること。
 - (イ) 道路横断時における横断歩道の利用、信号遵守等の基本的な交通ルール遵守に加え、横断時における運転者に対する意思表示及び安全確認など、自分の安全を守る交通行動を周知させること。
 - (ウ) 児童による飛び出しや高齢歩行者による車両の直前横断など、年齢別の特徴を踏まえた交通安全教育を実施すること。

イ 運転者対策

(ア) 信号機のない横断歩道手前での減速と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底を呼び掛けること。

(イ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視による「ながら運転」の危険性の周知のほか、夜間における歩行者の早期発見のため、ライトの早め点灯や対向車等がない状況におけるハイビームの活用を促す広報啓発活動を実施すること。

(2) 高齢運転者等の交通事故防止対策

ア 高齢運転者対策として、加齢等に伴う身体機能の変化（認知機能の低下など）が運転に及ぼす影響を踏まえた参加・体験型の交通安全教育を実施すること。

また、運転に不安のある高齢運転者に対して、運転適性相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発を推進すること。

イ 交通事故発生時の被害軽減を図るため、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの使用について、観光客等が利用するバス、タクシー、レンタカー業者と連携した広報啓発活動を実施するほか、介護施設や病院等に対する利用者送迎時における全席シートベルト着用についても指導すること。

(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化

(ア) 交通指導取締りの強化

「飲酒運転取締りの強化期間の設定について」（令和6年11月6日付け交指第210号）に基づき、飲酒運転取締りを強化すること。

(イ) 広報啓発活動の推進

飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進すること。

(ウ) 関係機関と連携した活動の推進

タクシー会社や運転代行業等に対して、飲酒運転情報や歩行者の路上寝込みに係る通報協力を依頼するなど、関係機関と連携した活動を推進すること。

イ 妨害運転等の防止対策

妨害運転等の悪質性・危険性の高い交通違反については、ドライブレコーダー・防犯カメラ等の映像の証拠品化・精査を念頭に、客観証拠の迅速な収集を徹底するほか、未然防止のための広報啓発活動も推進すること。

(4) 冬道の安全運転の推進

積雪・凍結路面を走行する際は、確実にスタッドレスタイヤ等を装着するよう指導するとともに、冬道の特性や交通事故の特徴について、実際の交通事故事例を挙げるなど、冬道の交通事故防止を図るための交通安全教育を推進すること。

3 推進上の留意事項

(1) 殉職・受傷事故の防止

交通街頭活動に当たっては、現場責任者の適切な指揮の下、装備資機材を効果的に活用し、受傷事故防止に万全を期すとともに、教養を行い、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体や交通ボランティア等との街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど、特段の配慮をすること。

(2) 関係機関・団体及び他部門等との連携強化

広報啓発活動に際しては、自治体や交通関係機関・団体との連携を図るとともに、地域警察官や隣接署との合同取締りや年末特別警戒取締り活動の機会を通じての街頭活動など、各部門が連携を図り警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

(3) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、県警Xやインスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各警察署で工夫を凝らした広報啓発活動を推進すること。

(4) 模範的な交通安全行動の実践

警察職員は、薄暮時間帯におけるライトの早め点灯、反射材用品の着用、横断歩行者等の保護など、模範的な交通安全行動を率先して実践すること。

4 報告

各警察署にあつては、運動期間中の主な行事について、別添様式に記載の上、本年12月4日（水）までに下記担当へメールにて報告すること。

担当 交 通 企 画 課
交 通 安 全 対 策 第 一 係

別添様式

冬の交通安全県民運動期間中の行事予定

--

月日	曜日	時間	場所	行事名	主催
例 12/10	火	11:00~	署駐車場	出動式	〇〇署
12/ 13	金	23:00~	飲食店街	拳署一斉飲酒取 締り	

- 注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。
- 注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあっても記載すること。
- 注3：報告期限にあっては令和6年12月4日（水）までとする。

警察署

参加人数

30人

20人

--

--

--

--

--